

(別表)

	1号事案	2号事案
審査請求に係る諮問の番号	30中経行第126号	30中経行第493号
区政情報公開請求日	平成30年1月16日	平成30年2月14日
請求情報の内容	<p>「中野区公開条例第3条：実施機関の基本姿勢規定する実施機関とは、業務実施する権限部署か否かの明確に分かるもの求める。</p> <p>※〇〇係長は、「中野区が、実施機関の為、保有する部署を実施機関と定義している。」」</p>	<p>「実施機関の定義「29中経経第3052号（平成30年1月31日）」は、中野区の業務（制度等）外でも、公開決定の交付から、審査請求での諮問の案件：生活援護の場合が、保健所の医療法業務との何が整合性計れるか分かるもの求める。※実施機関の定義は、中野区公開条例第2条と〇〇職員の説明（2/14）</p> <p>請求の理由下記</p> <p>（医療法第1条の4第3項は、厚生労働省医政局総務課の権限だが、中野区は、生活援護が、業務の実施あるかの公開決定に至る協議行っている！中野区区政情報の公開に関する条例運営要綱。生活保護制度は、厚生労働省社会援護局。）」</p>
区政情報公開決定通知書の番号及び日付	29中経経第3052号 平成30年1月31日	30中経経第104号 平成30年4月13日
審査請求書の「3 審査請求の趣旨及び理由」	<p>「趣旨：決定事項は、「手引」全部の為、地法公務員法第29条「分限業務」の解釈が、職務上の義務（2項）、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合（3項）、等から、情報公開制度上の実施機関は、他制度の実施機関異なり、国の法的態様と解離する為、分限業務の実施機関の業務の裁量の根拠示す保有のもの、との明示されるもの特定求める。</p> <p>理由：本件の職員らは、毎回転々とする為、請求事項とうりの中野区公開条例第3条の業務実施か、業務外保有か、判然とするもの決定せよ。H30、2/14の15時～の閲覧では、条例第</p>	<p>「趣旨：取消（処分）求める。</p> <p>理由：決定事項の当該手引は、医療法関係の記載欠く。」である。</p>

	7条示した。」である。	
審査請求書の「4 処分庁の教示の有無及びその内容」及び「5 その他（証拠書類等）」	<p>処分庁の教示の有無及びその内容の欄の記載は、「教示欠く。」である。</p> <p>その他（証拠書類等）の欄の記載は、「疎明資料「29中福援第1379号」平成29年10月3日 「29中環生第2743号」平成30年1月29日」である。ただし、この両者は2行で記載され、2行にまたがる{表示の左側に「医療法決定する」との記載がある。また、これとは別に「(厚生労働省は、医療法権限の医政局・生活保護法権限の社会援護局と異なるが、中野区は、医療法が生活援護と保健所と成る為、国と異なる。）」との記載がある。</p>	<p>処分庁の教示の有無及びその内容の欄の記載は、「教示欠く（無い）。」である。</p> <p>その他（証拠書類等）の欄の記載は、「本件の請求事項は、補正供い、30中環生第84号（平成30年4月13日）「不」件分断 ○30福保生保第159号（平成30年5月2日）「非開示決定通知書」 30福保生保第65号（H30、4/12）「開示部分」件 ※29中経行第940号（平成29年12月9日）「諮問」件（公開）。 ※30中健援178号（平成30年4月18日）「公開」件。 ※30中健援第276号（平成30年5月2日）「不」件。」である。</p>
弁明書の日付	平成30年3月20日	平成30年6月20日
反論書の日付	平成30年4月11日	平成30年7月26日